

東京勤労者医療会 認定資格取得規定

東京勤労者医療会常任理事会

(制度の目的)

第1条

- 1 医療法人財団東京勤労者医療会（以下勤医会）の医療活動方針のもと、より広い知識と熟練した医療技術を修得し、勤医会の医療水準の向上を目的としてこの制度を制定する。
- 2 勤医会は、今後想定される医療水準及び機能の社会的法的評価の動向に機敏に対応するため、この制度を制定する。
- 3 勤医会は各事業所の医療構想を推進する際、必要な認定資格の位置付けと認定資格者の配置を検討する。

(受講者の資格要件と職種)

第2条 認定資格を取得するため必要な講座を受講する者の資格要件と職種は次のとおりとする。

1. 特定の医療分野において目的とする認定資格を得て、引き続き5年以上勤医会に勤務する意思を有する者。
2. 勤医会での勤務経験が通算して5年以上の者。
3. 本規定により認定資格の取得ができる職種は、薬剤師、保健師、助産師、看護師とする。

(申請の手続き)

第3条 本制度を利用する者は次の申請書類を所属する院所長に提出しなければならない。

1. 申請書（本会所定様式）
2. 決意書（形式自由）
3. 推薦書（本会所定様式） 推薦書は部門管理者が記入する。

(推薦の基準と取扱)

第4条 推薦書の記入と取り扱いは次のとおりとする。

1. 推薦にあたっては第2条の資格と条件を充たしていること。
2. 申請者の提出した申請書と決意書をもとに面接を行なう。面接は院所の部門責任者が行ない、推薦が適当と認められた場合、部門責任者が推薦書に必要事項を記入する。
3. 勤医会全体の推薦枠は1年に概ね数名以内とする。

(審査と承認)

第5条 申請書類の審査と決裁は以下の手続きで行なう。

1. 本規定の適用は、3病院各部門の管理者会議、またはそれに相応する会議にて評価・検討し、事業所管理会議を経たのち常任理事会の承認を必要とする。
2. 常任理事会は本制度の目的と計画・条件に基づいて決済する。なお、決済にあたっては法人の医療活動への影響などに留意するものとし、必要ある場合は、申請者と部門責任者の事前面接を常任理事数名で行なうものとする。

(支援制度)

第6条 申請を承認されたものは、次の支援制度を利用することができる。

1. 支援制度 A

- 1) 認定教育課程の期間、基本給、住宅手当、賞与、研修に要する交通費を支給する。
- 2) 教育課程の期間中は勤医会の継続勤務として扱う。
- 3) 研修に関わる費用は研究研修費として支給する。
- 4) 研修場所及び実習場所が遠方にて通学できない場合は、家賃及び赴任・帰任の旅費・引越費用全額を支給する。
- 5) 受講期間を含め最大5年以内に資格取得できなかった場合については、別途協議する。

2. 支援制度 B

- 1) 認定教育課程の期間を休職として認める。
- 2) 教育課程の期間中は勤医会の継続勤務として扱う。
- 3) 休職中に法人内で勤務（時給扱い）することができる。

(覚書の締結)

第7条 支援制度適用にあたり、受講者と勤医会の間で、認定教育課程修了・資格認定後は、5年以上勤医会の医療活動の発展に寄与し、勤医会において必要な部署で求められる役割を発揮していくことを確認し、第6条の内容に基づく覚書を交わす。

(受講期間中)

第8条 教育課程受講中は、受講者の所属は事業所の部門管理者付とし、受講者から定期的に報告を受ける。

(制度変更)

第9条 認定制度は各職能団体を中心に行われている制度であり、元の制度に変更があった場合は、この規定の必要な改定を行う。

(主管)

第10条 本規定の主管は事業所の部門長とし、改廃は常任理事会の決定にて行う。

(付則)

第1項 本規定は、2011年度受講者から適用する。

第2項 2011年の改定内容については、第9条と併行して、3年以内に見直し・検討を行なう。

2008年10月制定

2009年7月10日改定

2011年1月14日改定(支援制度)

2011年2月18日改定(付則第3項 専門薬剤師に関する項目を追加)

2011年7月8日改定(薬剤師、保健師、助産師、看護師における認定資格取得を明記、別項説明の削除他)

